

社会全体で全てのケアラーを支援する仕組みの構築を求める意見書

家族等の身近な人に対し、介護、看護その他日常生活上の世話を無償で行うケアラーは、ケアを必要とする人々を支える上で重要な役割を果たしている。

しかし近年、過重な介護等の負担により学習に支障を来すヤングケアラーをはじめ、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢者が高齢者を介護する老老介護など、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担を抱え日常生活に困難を来し、社会的孤立に陥ることが大きな課題となっている。

国においては、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されるなど、ヤングケアラー支援の強化が図られた。

しかしながら、「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針2025)」において、年代や就労の有無を問わないケアラー支援の必要性が明記されたように、困難を抱えるケアラーはヤングケアラーに限られたものではなく、誰もがケアラーとなり得る状況にある。また、ケアラーを取り巻く課題は全国共通のものであることから、全てのケアラーを社会全体で支える仕組みの構築が必要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 積極的な広報・啓発活動の展開により、ケアラーの社会的認知度を高めるとともに、ケアラー自身が相談しやすい環境を整えること。
- 2 国、地方公共団体、事業者、関係機関等が相互連携を図り、社会全体で全てのケアラーを法整備を含め支援する仕組みを構築すること。
- 3 ケアラーを支援する施策を実施する地方公共団体に対する財政的支援の充実を図ること。
- 4 介護保険法や障害者総合支援法など、ケアラーの存在が想定される法律について、ケアラー支援の視点を取り入れた見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(令和8年6月29日可決)

衆	議	院	議	長	殿
参	議	院	議	長	殿
内	閣	総	理	大	臣
総		務	大	臣	殿
財		務	大	臣	殿
厚	生	労	働	大	臣
文	部	科	学	大	臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)					殿
内閣官房長官					殿

あて

石川県野々市市議会